

# 役員報酬に係る規程

給与規程第2条（役員報酬、手当）

- 1 会長、専務理事、常務理事、常勤理事及び常勤監事の報酬については、<sup>(注)</sup>別に定める。
- 2 職員から引き続き常勤役員に就任したものに対して、会長が必要と認めた場合は、調整手当を支給することができることとし、その額は会長が定める。

(注)常勤役員報酬は、茨城県出資法人等指導実施要領に準じて定めています。

# 役員退任慰労金規程

(総 則)

**第1条** 茨城県信用保証協会（以下「協会」という。）の常勤役員に対する退任慰労金の贈呈は、この規程の定めるところによる。

(基 準)

**第2条** 協会に常勤した役員が退任（任期満了を含む。）した場合は、次により算出した額を退任慰労金として贈呈する。

$$\text{最後に受けた報酬月額} \times \frac{30}{100} \times \text{在任月数}$$

(例外措置)

**第3条** 会長が退任慰労金の贈呈につき前条により難いと認めるときは理事会の議を経てその額を定めることができる。

- 2 県職員出身で、かつ、昭和18年4月2日以降に生れた者については適用外とする。
- 3 職員から引き続き常勤役員となった場合は、満60歳に達する年度の3月31日（以下「当該日」という。）までの期間は第2条に基づき算出し、当該日の翌日から常勤役員退任日までの期間は、第2条で算出された額に0.25を乗じた額とする。

付 則

- 1 この規程は昭和48年12月7日から適用する。
- 2 昭和41年3月1日施行の茨城県信用保証協会役員退職慰労金規程はこれを廃止する。

付 則

この改正は、昭和53年7月1日から適用する。（第2条第2項）

付 則

この改正規程は、平成4年4月1日から適用する。（第2条）

付 則

この改正規程は、平成15年4月1日から適用する。（第3条2）

付 則

この改正規程は、平成17年3月31日から適用する。（第2条）

付 則

- 1 この改正規程は、平成25年4月1日から適用する。（第3条第3項）
- 2 第3条第3項の規定にかかわらず、平成25年4月1日に役員である者については、平成28年3月31日までの間は以下のとおりとする。
  - (1)同じ役職にある場合は、第2条に基づき算出した額とする。
  - (2)新たな役職に就任した場合は、第3条第3項で算出された額に2を乗じた額とする。